

(要領様式第6号)

## 事業計画書に対する知事意見書

6長地環第5-1号  
令和6年(2024年)5月8日

株式会社 市川商会  
代表取締役 市川 真一 様

長野県長野地域振興局長

令和5年11月28日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです

### 1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字竹原1897番16ほか	
廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	がれき類	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	800 t/日(100 t/h:8時間稼働) (破碎機計2台:100 t/h、102 t/h)	
変更の概要	新	旧

### 2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。